

# CLUB NEWS

2021-2022年度 奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために  
国際ロータリーテーマ



vol.  
**1283**

2020・2021  
MEETING

〒990-0031 山形市十日町1-1-26 歌懸稲荷神社社務所ビル2F TEL(023)632-7777 FAX(023)624-5200

例会 毎週火曜日12:30~13:30(但し第5週は18:30~) 会場 ホテルメトロポリタン山形

- |                 |               |                          |
|-----------------|---------------|--------------------------|
| ■ 会 長 長橋 正人     | ■ 職業奉仕 今野久仁正  | ■ 副 幹 事 佐竹 猛             |
| ■ 会長エレクト 石山 徳昭  | ■ 社会奉仕 諏方 均   | ■ 会 計 阿部 美春              |
| ■ 副 会 長 玉ノ井憲史   | ■ 青少年奉仕 鹿野 淳一 | ■ S A A 柴田 修英            |
| ■ 直前会長 小林 敏郎    | ■ 国際奉仕 奥山 宏   | 国際ロータリー会長 シェカールメータ(インド)  |
| ■ クラブ管理運営 相川 博昭 | ■ 幹 事 佐藤 太    | 第2800地区ガバナー 矢口 信哉(東 根)   |
|                 |               | 第5ブロックガバナー補佐 結城 和生(山形 西) |



奉仕しよう みんなの  
人生を豊かにするために

◆日時/2022.4.5 12:30 ◆例会場/ホテルメトロポリタン山形 ◆ソング/国歌・奉仕の理想

## 会長挨拶



皆さん、こんにちは。新年度に入り、何かとお忙しい中、本日も例会にご出席下さり有難うございます。今日は、会員卓話という事で青柳さんにお話し頂きます。青柳さんには宜しくお願い致します。

さて、先週の土曜日、米山奨学生のオリエンテーションとカウンセラーの説明会に参加して参りました。その席で、カウンセラーをお引き受けしたドウワディ・アバスさんとお会いしました。因みにドウワディがファミリーネームでアバスがファーストネームだそうです。アバスさんはネパールのバグマティ州(ネパールの首都カトマンズを含む州)チトワン郡のご出身で、6歳の時にお姉さんのご病気の治療の為にご家族で来日され、仙台市に高校ご卒業まで住んでいらっしゃいました。ご家族は今も仙台市にお住まいです。現在は山形大学人文社会科学部人文社会科学科の3回生です。詳しい

お話は来週の観桜会にお招きしておりますので、その時にお話し頂きたいと思います。大変まじめで日本語も堪能な青年ですので皆さん、宜しくお願い致します。

皆さんご案内の通り、先日山形駅前の飲食店で大変痛ましく、またとても物騒な事件が発生致しました。新型コロナの感染状況も高止まりし、第7波の感染拡大の不安も現実のものとなりつつある昨今、山形駅前の飲食店業界には大きな痛手となってしまいました。更には各種食品原材料の価格高騰、諸費用の値上げラッシュでこれは山形駅前に限らずまさに泣き面に蜂の状態であります。この4月から5月にかけて、各企業、各種団体の歓迎会が催されている様ですし、或いは各ロータリークラブさんの周年事業やI.M.等、ロータリー関連の行事も目白押しであります。感染防止に努めるのは勿論ではありますが、皆さん出来る範囲で市内の各飲食店をご利用頂き、地域経済を盛り上げる為のご協力をお願いしてご挨拶とさせていただきます。本日も宜しくお願い致します。

## 本日出席・修正出席

	会員総数	出席義務出席数	出席会員数	出席率
本日出席	37名	—	22名	—
修正出席				
他クラブでメイクアップされた会員				



## 会員卓話

# ネット上のトラブル(発信者情報開示の手続)

青柳紀子会員

本日は、ネット上でのトラブルについてお話ししたいと思いますが、わかりにくいはこちらをご覧ください。

インターネットでの権利侵害といっても様々な態様があります。例えば、パソコンの遠隔操作による情報漏洩や、不正アクセス、スパム投稿、ネット詐欺などです。今回は、ウェブページでの誹謗中傷への対応の一例をご説明したいと思います。

ネット上で、事実無根の誹謗中傷がなされたという話は皆さん、聞いたことがあると思います。ままあるのは、トラブルを起こした従業員や客が、あの社長はパワハラだとか、あの会社はちゃんと支払ってくれないだとか、そういった書き込みをするケースです。もともと身近にあったトラブルから生じるこういった例は、社内での人間関係や取引先との関係に問題なければ、そうそう発生することはないと思います。しかし、残念ながら、インターネット上の口コミサイトなどへの書き込みというのは、とばっちりというケースもあります。

例えば、2017年 東名高速であたり運転をして被害者のご夫婦が亡くなった事件がありました。その際、この事件で逮捕された人物が金持ちで、建築関係の人間らしいという情報と名字の組み合わせから、全く無関係の建設会社が、「犯人の勤務先」とか、この会社の社長の息子が犯人だとするデマがネット上に投稿されました。このとき、この会社は無関係だと報道されて、そういうことはしてはいけない、ということをご皆さん知ったはずなのですが、また、今年に入って、岡山市内の会社で技能実習生へ暴力事件があったという報道とともに、その暴行の様子をとった動画が公開されると、たまたま、その動画に社名が映っていた無関係の会社が、その暴行事件を起こしたと勘違いされて、誹謗中傷をされている、という状況になっています。このように、とばっちりというケースもそれなりにあって、これは、日々皆さんがいかに努力してもどうしようもないというものになります。

では、こういったネット上での誹謗中傷への法的対応として何があるかということ、大きく3つの手段があります。

まず、1つ目は、書き込みがそのままでは、さらに様々な人が見ますので、これを防ぐために、書き込みを削除してもらうという削除請求があります。

また、2つ目として、書き込んだ内容が名誉毀損罪や業務妨害罪など犯罪に該当するケースであれば、刑事告訴という手続も考えられます。ただ、犯罪が成立するための要件は結構厳しいので、犯罪に該当するかといわれると、結構、微妙なケースもあります。

3つ目として、損害賠償請求があります。ただ、ここでネットの匿名性が問題になります。皆さんご存じのとおり、損害賠償請求をするには、相手がこの誰だか明確にしなければ訴訟自体提起できません。そのため、うちの会社に事実無根の誹謗中傷した相手に損害賠償を請求して懲らしめてやるとしたら、まず、書き込んだ相手が誰かを調べなければなりません。この書き込んだ相手を調べる手続が、発信者情報開示請求という手続になります。

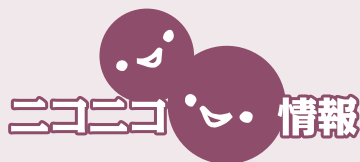
では、その発信者情報開示の手続がどのようなものか。複雑なケースもありますが、今日は、時間がないのでシンプルなケースで説明します。

まず、皆さん、ネットにアクセスするために、プロバイダーと契約していると思います。ネットの書き込みをするときも、プロバイダーを通じて、ネットにアクセスして、目的のサイトに書き込みをしていると思います。開示の手続は、その手順の逆をいきます。最初に、書き込みがされたサイトの管理者に、IPアドレスというネット上の住所のようなものとタイムスタンプという書き込みをした日時を開示してもらいます。このIPアドレスから、書き込んだ人物の使ったプロバイダーを割り出し、そのプロバイダーに、書き込みがなされた日時にこのIPアドレスを利用していたものを開示してもらう、という流れです。

極めて単純に話をしましたが、ウェブサイトの管理者が任意にIPアドレスなどを開示してくれなければ、仮処分申立てという裁判をします。仮処分の裁判で開示を認めるとなると、ケースバイケースですが通例10~30万円程度の保証金を供託しなさいと言われる。このお金を法務局で納めて、仮処分命令が出ると、IPアドレスとタイムスタンプが開示されてきます。IPアドレスからプロバイダを割り出して、プロバイダに開示を求めます。プロバイダが任意に開示してくれなければ、こちらでも訴訟をしなければなりません。訴訟をして判決をもらって、確定したら、発信者の住所や氏名などを開示してもらえますが、判決から確定に2週間程度、そこから開示に通例2週間程度かかるといわれています。当然、地方裁判所の判決に対して控訴されたら高等裁判所の判断を仰ぐことになります。ただ、正確に言うと、開示されるのは、プロバイダ契約をしている人・会社です。そのため、裁判をすると同居人が書き込んだ等と主張されることがあります。本論から外れますけど、万一、皆さんの会社やご家庭のPCやネット回線を利用して誰かが誹謗中傷を書き込んだ場合、プロバイダ契約をしている人が訴えられる可能性があります。ネットでの誹謗中傷などを書き込まないと皆が共通の意識を持つ必要があるだけではなく、Wi-Fiなどのセキュリティ設定をきちんとして第三者が勝手に利用できないようにすることも重要です。

さて、訴訟をするには時間が少々かかることはご存じだと思いますが、ネット上の誹謗中傷に対して誰が書き込んだのかを調べるに当たっては、時間勝負となります。というのも、誰が書き込んだかという通信ログは、3ヶ月ないし6ヶ月しか保存されていないといわれています。そのため、誹謗中傷が書き込まれたけどどうしようかな~とゆっくり考えていると時期を逸します。プロバイダーがわかれば通信ログを保存しておいてくれと連絡ができますが、それをするにも、書き込みからできるだけ3ヶ月以内、6ヶ月の可能性もありますが3ヶ月の可能性もありますので、3ヶ月以内にプロバイダを見つける必要があります。また、書き込まれてから時間が経過してから見つけた場合には、もう通信ログがなくて誰が書き込んだのかわからないということもあります。次に、開示の要件を満たす必要があります。そのため、要件を満たしていないとして認められないというケースもあります。

最後に、もしネット上で誹謗中傷されたら、早めに対応を決断する必要があります。書き込んだ相手を調べて損害賠償をするとなったら、書かれた内容や書かれているURL、ウェブサイトの管理者情報など資料を整え、速やかに手続きをとったり相談する必要があります。ただ、昨今のネットでの誹謗中傷は社会問題化しますので、今後より簡易な方法に法律が改正される可能性もあります。しかし、いずれにしても早急に対応・相談していただくとういことと思います。



長橋正人・佐藤太／青柳さん、本日は卓話有難うございました。  
大変勉強になりました。来週の観桜会宜しくお願い致します。



4月 会員誕生・創立企業日

#### 誕生日

齋藤 真 奥山 宏 長橋正人 長谷川幸司

#### 企業創立記念日

後藤完司 (山形建設株式会社)	川合勝芳 (株式会社曙印刷)
板垣喜代志 (有板垣商店)	佐竹 猛 (有三協電気工事)
今野久仁正 (株式会社今野庭園)	佐藤登美子 (有佐藤税務会計事務所)
佐藤 太 (株式会社佐藤電気商会)	青柳紀子 (安部法律事務所)
中川清美 (有美・中川工務店)	柴田修英 (柴田塗装店)
	玉ノ井憲史 (株式会社エルアス)